

倉吉市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年12月21日

倉吉市長 石田 耕太郎

倉吉市条例第47号

倉吉市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

倉吉市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例（平成10年倉吉市条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動後条」という。）が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には、当該移動後条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄中太線で囲まれた部分に改める。

次の表の改正後の欄中別表の表示に下線が引かれた別表を加える。

改正後	改正前													
<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、<u>倉吉市の各地区における地域活動の拠点となり、地域住民相互の交流活動、地域づくり活動、地域福祉活動その他の地域の諸活動の支援を行うことで、倉吉市の生涯学習及びコミュニティ活動の推進並びに福祉その他の公益の増進に資するため、倉吉市コミュニティセンター（以下「センター」という。）を設置する。</u></p> <p><u>(センターの位置付け)</u></p> <p>第2条 <u>センターは、社会教育法（昭和24年法律第207号）第21条第1項の規定により設置する公民館とみなす。</u></p> <p>(名称、位置及び主たる対象区域)</p> <p>第3条 <u>センターの名称、位置及び主たる対象区域は、次のとおりとする。</u></p> <table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th><th>主たる対象区域</th></tr></thead><tbody><tr><td>上北条コミュニティセンター</td><td>倉吉市新田</td><td>上北条地区</td></tr><tr><td>上井コミュニティ</td><td>倉吉市大平町</td><td>上井地区</td></tr></tbody></table>	名称	位置	主たる対象区域	上北条コミュニティセンター	倉吉市新田	上北条地区	上井コミュニティ	倉吉市大平町	上井地区	<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、<u>倉吉市のコミュニティ活動の推進と福祉の増進に資するための中核的コミュニティ施設として、コミュニティセンター（以下「センター」という。）を設置する。</u></p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 <u>センターの名称及び位置は、次のとおりとする。</u></p> <table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr></thead><tbody><tr><td>上北条コミュニティセンター</td><td>倉吉市新田</td></tr></tbody></table>	名称	位置	上北条コミュニティセンター	倉吉市新田
名称	位置	主たる対象区域												
上北条コミュニティセンター	倉吉市新田	上北条地区												
上井コミュニティ	倉吉市大平町	上井地区												
名称	位置													
上北条コミュニティセンター	倉吉市新田													

センター		
西郷コミュニティセンター	倉吉市下余戸	西郷地区
上灘コミュニティセンター	倉吉市上灘町	上灘地区
成徳コミュニティセンター	倉吉市住吉町	成徳地区
明倫コミュニティセンター	倉吉市福吉町二丁目	明倫地区
灘手コミュニティセンター	倉吉市尾原	灘手地区
社コミュニティセンター	倉吉市国分寺	社地区
北谷コミュニティセンター	倉吉市福本	北谷地区
高城コミュニティセンター	倉吉市上福田	高城地区
小鴨コミュニティセンター	倉吉市中河原	小鴨地区
上小鴨コミュニティセンター	倉吉市上古川	上小鴨地区
関金コミュニティセンター	倉吉市関金町大鳥居	関金地区

社コミュニティセンター	倉吉市国分寺
上小鴨コミュニティセンター	倉吉市上古川

(事業)

第4条 センターは、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 社会教育法第22条に規定する事業
- (2) 住民自治の向上を図り、住民主体によるまちづくりを進めていくために必要となる市民活動の支援及び事業の推進に関すること。
- (3) 地域福祉の推進に関すること。
- (4) 地域防災の推進に関すること。
- (5) 人権啓発の推進に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める事業

(指定管理者による管理運営)

第5条 市長及び教育委員会は、地方自治法第244条の2第3項の規定により指定する法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）にセンターの管理運営を行わせるものとする。

(指定管理者の業務)

第6条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第4条各号に掲げる事業に関する業務
- (2) センターの利用の許可に関する業務
- (3) センターの施設等の維持管理に関する業務

(4) 前3号に掲げる業務のほかセンターの管理運営に関して市長が必要と認める業務

(職員等)

第7条 センターに館長及び主事を置き、その他必要な職員を置くことができる。

2 市長又は教育委員会は、センター相互の連絡調整を図るために必要があると認めるときは、館長を招集し、館長会を開くことができる。

(供用日)

第8条 センターは、1年を通して利用に供するものとする。ただし、指定管理者は、あらかじめ市長及び教育委員会の承認を得て、臨時又は定期の閉館時間及び休館日を定めることができる。

(利用の許可)

第9条 センターを利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、前項の許可をする場合において、管理上必要な条件を付することができる。

(許可の基準)

第10条 指定管理者は、センターの利用が次に掲げるいずれかの場合に該当すると認められるときを除き、利用を許可するものとする。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがある場合

(2) センターの施設、附属設備等を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがある場合

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になるおそれがある場合

(4) 長期間にわたる継続利用により、他の利用を妨げるおそれがある場合

(5) 特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援することとなるおそれがある場合

(6) 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持することとなるおそれがある場合（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条に規定する個人演説会、政党演説会又は政党等演説会によるものを除く。）

(7) 前各号に掲げる場合のほかセンターの管理上支障があると認められる場合

(目的外利用等の禁止)

第11条 第9条第1項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、当該許可を受けた目的以外の目的にセンターを利用し、又はその権利を第三者に譲渡してはならない。

（特別設備等の制限）

第12条 利用者は、センターに特別の設備等をしようとするときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

（利用許可の取消し等）

第13条 指定管理者は、利用者の申出による場合のほか、次に掲げるいずれかの場合に該当すると認めるときは、第9条第1項の許可を取り消し、又はセンターの利用を制限し、若しくは停止することができる。この場合において、市及び指定管理者は、利用者が生じた損害についてその責めを負わない。

（1）この条例に違反した場合

（2）この条例の規定に基づく許可の目的又は条件に違反した場合

（3）偽りその他不正な行為により利用の許可を受けた場合

（4）前3号に掲げる場合のほかセンターの管理上支障がある場合

（利用料金）

第14条 利用者は、利用の許可を受けたときは、センターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納付しなければならない。

2 利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

3 利用料金は、指定管理者の収入として収受させるものとする。

（利用料金の減免）

第15条 指定管理者は、市長が特別の理由があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

（利用料金の不還付）

第16条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、利用者の責めによらない理由により利用できなくなったときその他特別の理由があると認めるときは、この限りではない。

（原状回復の義務）

第17条 利用者は、センターの利用を終了したとき又は第13条の規定により許可を取り消され、若し

くは利用の停止を命ぜられたときは、速やかに原状に回復しなければならない。ただし、指定管理者の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償の義務)

第18条 利用者は、センターの施設、附属設備等を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長及び教育委員会が別に定める。

別表（第14条関係）

利用料金上限額

区分	1時間当たり
会議室	2,610円
視聴覚室・研修室	1,040円
和室	2,090円
調理実習室	1,250円
その他の部屋	1,040円

備考

- 1 利用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、当該端数は、1時間とする。
- 2 営利を目的として利用する場合は、上記の区分による利用料金（以下「区分利用料金」という。）に10分の10を乗じて得た額を加算した額による。
- 3 市外者が利用する場合は、区分利用料金に10分の10を乗じて得た額を加算した額による。この場合において、複数人での利用につき、市内に住所又は事務所のない者がその2分の1を超えるときは、市外者が利用したものとみなす。
- 4 冷暖房を利用した場合は、区分利用料金に10分の5を乗じて得た額を加算した額による。ただし、区分利用料金を免除された利用者が冷暖房を利用した場合の利用料金は、当該冷暖房の利用に係る実費に相当する額を限度とすることができる。
- 5 附属設備等を利用した場合は、当該附属設備の利用に係る実費に相当する額（以下「附属設備利用料金」という。）を限度として、区分利用料金にこれを加算することができる。ただし、区分利用料金を免除された利用者が附属設備等を利用した場合の

(委任)

第3条 この条例に定めるもののほか、センターの管理運営については、倉吉市公民館条例（昭和44年倉吉市条例第13号）で定める。

利用料金は、附属設備利用料金を限度とすることができる。

6 第1項から前項までの規定は、重複して適用させるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
(倉吉市公民館条例の廃止)
- 2 倉吉市公民館条例（昭和44年倉吉市条例第13号）は、廃止する。
(経過措置)
- 3 この条例の施行の日前に倉吉市公民館条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。
(準備行為)
- 4 この条例を施行するために必要な指定管理者の指定その他の準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。